

通達甲情管第22号

令和5年3月23日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の改正について

茨城県警察情報セキュリティ委員会については、茨城県警察情報セキュリティ委員会運営要綱（令和4年3月28日付け通達甲情管第15号別添）により実施してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改め、令和5年3月27日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の改正について（令和4年3月28日付け通達甲情管第15号）は、令和5年3月26日限り、廃止する。

記

改正点

副委員長を「警務部総務統括官」から「警務部参事」に改めた。

別添

## 茨城県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

### 1 趣旨

この要綱は、茨城県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成19年茨城県警察本部訓令第10号）第5条第3項の規定に基づき、茨城県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定める。

### 2 任務

委員会は、次に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- (3) (1)及び(2)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- (4) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害され、回復困難な重大な影響が出た際の再発防止対策
- (5) その他警察における情報セキュリティに関する事項で、委員会の委員長が必要と認めるもの

### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務部参事
- (3) 委員 警務部総務課長、同部警務課長、同部会計課長、同部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）、同部監察室長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長、警備部公安課長、警察学校副校長及び関東管区警察局茨城県情報通信部通信庶務課長

### 4 分科会

- (1) 委員会に、警察情報システム及び管理対象情報その他警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関する事項を調査審議させるため、分科会を置く。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、情報管理課長をもって充てる。
- (3) 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

## 5 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 6 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。